

さがみはら商工会議所会報チラシ同封サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さがみはら商工会議所会報（以下「会議所会報」という。）に相模原商工会議所会員企業（以下「会員企業」という。）の販売促進のためのチラシ広告類（以下「チラシ類」という。）を同封することにより、会員企業の経営発展に資することを目的とする。

(事業の利用対象者及び遵守事項)

- 第2条 本事業は、会員企業のチラシ類を会議所会報に同封するものであり、相模原商工会議所（以下「当所」という。）の会員以外の利用は、原則として認めない。
2. 本事業は、同封するチラシ類、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではない。
 3. 本事業の利用者（以下「利用者」という）は下記事項を遵守しなければならない。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) 政治・宗教に関連する内容でないこと。
 - 6) 利用者は、その利用申請について当所の所内決裁結果に従わなければならない。
 - 7) その他、本事業運用上不適当と認められること。

(利用の不許可及び繰延べ)

- 第3条 本事業の利用を希望する者が前条に反する場合、または、その他の理由により不適当と認められる場合は本事業の利用を許可しない。
2. 利用者の都合によりその実施月を繰延べることが出来るが、繰延べ期間は原則、1ヶ月とする。

(チラシ類の内容に関する責任)

第4条 チラシ類の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

(事業利用に関するトラブルの対応)

第5条 本事業利用に関する手続き上のトラブルは、当所及び利用者双方が誠意をもって対応する。なお、利用者が当該事業利用により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

(事業の利用料金等)

- 第6条 本事業利用料金については別添料金規定に定める料金体系とし、チラシ類を会議所会報に同封する月の前月末日までに納入する。
2. 割引料金契約を結んだ場合、原則、途中で契約を破棄することはできない。

(チラシ類の大きさ)

第7条 会議所会報に同封するチラシ類は、原則として、A4版のチラシ1枚、または、A3版1枚とする。ただし、A3版の場合はA4版の大きさに折りたたんだうえで納品しなければならない。

(チラシ類の納品部数と納品日)

第8条 チラシ類は、利用者各自で会員相当数を用意し、発刊月の前月末日までに当所に納品しなければならない。なお、残部は原則として返却しない。

(事業利用申請方法)

第9条 本事業の利用を申請する者は、別添利用申込書（第1号様式）に必要事項を記載・押印し、発刊月（初回）の前月10日までに、折込み印刷物のサンプル（または原稿）と共に担当課へ郵送、または、直接持参する。

2. 当所は本事業利用申込書及び折込み印刷物のサンプル（または原稿）を直接受領した日を以って正式受領日とする。なお、原則として初回に提出した当該契約は、次回以降も適用するが、当所が契約書の提出が妥当と判断したときはこの限りではない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。